

指定管理施設における高騰する光熱費の対応について

< 現 状 >

○ 指定管理施設の状況

- ✓ 指定管理施設では、事業支出のうち光熱費の占める割合が高い施設が多い。

施設例) ・ 多くの照明設備を備えた総合体育館などの大型スポーツ施設、長野駅東口地下駐車場(電気)

・ 空調設備を備えたエムウェーブやビックハットなどのアリーナ、芸術館などのホール(電気・ガス)

・ 加熱ボイラーを備えた健康レクリエーションセンターなどの温水プール、温泉施設や火葬炉を備えた斎場(燃料油・ガス)

- ✓ 現在の施設利用料には光熱費の高騰分が反映されていない。

⇒ 光熱費が高騰しても料金は改定していないため、原則として、指定管理者が責任を負う(高騰分を負担する)ことになる。

- ✓ 光熱費高騰後も市は施設の開館を認めている。

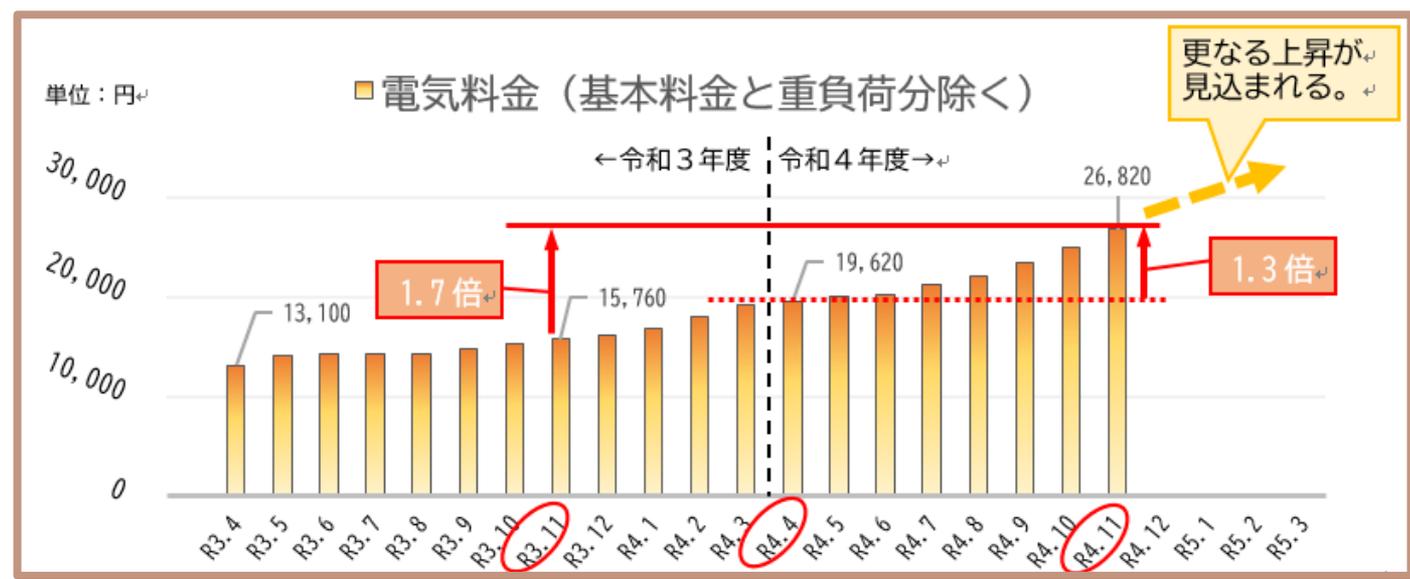
< 現 状 > の続き

指定管理者との協定では、物価高騰のリスク分担は指定管理者としている。

制度所管課ではその高騰の度合いは10%程度が妥当と考えるが、現時点で年度当初と比べ30%を超えている。

【参考】高騰する電気料金の推移 (1ヶ月当たり使用量1,000kWh・高圧契約の場合)

現在(R 4.11支払分)の電気料金は、1年前に比べ1.7倍増、年度当初に比べ1.3倍増



< 対応策 >

基本的な考え方

過度な指定管理者へのリスク転嫁は、

- ① 指定管理者が撤退するリスクを高めること
- ② 来年度以降の事業計画においてリスク相当を上乗せした事業収支の提案による適正な指定管理料との乖離の発生

など適切な施設管理への影響が生じ、指定管理者制度の破綻につながりかねないため、指定管理者が負うリスクを超えた「予測困難な状況」と整理した上で、市庁舎等の施設との光熱費対応のバランスを考慮し、**一定の補填を行う。**

市の補填範囲

対象：光熱費のうち燃料油を除く電気、ガス料金

<燃料油を除外する理由>

国が令和4年1月からガソリン・軽油・灯油・重油の小売価格抑制対策を実施しているため

内容：・原則、年度協定書締結時に見込んだ電気、ガス料金の単価と高騰分を比較した差額分を考慮し判断

ただし、利用料金のみで運営する施設は、事業計画承認時に見込んだ電気、ガス料金の単価変動に加え、利用者数の変動を考慮し判断

・政府の総合経済対策（電気・ガス料金の負担軽減策）も考慮

< 今後の進め方 >

本日	対応策の基本的な考え方を周知
本日～12月上旬	指定管理施設の現況確認調査
以降	3月補正を見据えて進める

< その他 >

施設所管課は、**指定管理者と利用状況に応じた運営の見直しを検討した上で、一層の省エネ対策**（例：開館時間の見直し、利用率の低い部屋の閉鎖など）に努めてください。

直営施設についても同様に一層の省エネ対策に努めてください。